

## 蒲郡駅事件これで有罪か?! シリーズ⑧

**判決要旨は、「推認」のオンパレード! その数11回!  
「推認」で善良な市民が有罪判決を受けて許されるのか!**

裁判所は、判決要旨21ページの中で実に11回も「推認」という言葉を使用しています。「推認」とは、類似の事をあてはめ、それをもとに他の事を推測し推量で認定するという事です。裁判において「推認」で事実認定することは確かにあり得ることです。しかし誤った推測や、争点に対する判断を具体的に検討する場合に、11回も「推認」により事実認定されたのではたまったものではありません。

事件の争点となる、加藤さんがコピーした文書31枚（複写元の文書）と古田助役が管理していた文書（古田文書）が同一であるのか否か。あるいはホームページ掲出文書が古田文書の複製物を原稿として作成されたものであるのか否か、という極めて重要な事柄についても、結局のところ「推認」で結論を導き出しているのです。誰が見ても納得する具体的な証拠を認めての判断は一切示していません。

また、犯行の動機についても、JR東海労及び加藤さんが共に主任レポート制度、時系列等報告書に反対しているので、その反対運動を効果的に行うことなどを目的にしたと「推認」しています。

このように、判決は「推認」に依拠して有罪を導き出しており、極めて不当なものであると言わざるを得ません。

さらに、古田助役の証言で「(当日の)鍵のかけ忘れは思い出したことはない」ということを無視し、管理者専用書庫は「当日鍵が掛け忘れられていた可能性が認められ」と言及しているのです。そのことで、会社の管理責任の甘さも指摘していますが、いずれにせよ何一つ具体的な犯行状況に関わる事実を示さず懲役6ヶ月・執行猶予2年の判決を言い渡しているのです。これぞ不当判決・政治弾圧と言わずして何と云うのでしょうか! 私たちは、今後も控訴審勝利に向け一審判決の不当性を明らかにしていきます。

**懲役6ヶ月の不当判決を許さない!  
加藤誠二さんの完全無罪を勝ち取ろう!**